中芸のゆずと森林鉄道日本遺産協議会ロゴマーク使用に関する要綱

（趣　旨）

第１条　この要綱は、中芸のゆずと森林鉄道日本遺産協議会ロゴマーク（以下「本ロゴマーク」という。）の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定　義）

第２条　この要綱において本ロゴマークとは、中芸のゆずと森林鉄道日本遺産協議会（以下「協議会」という。）が定めた基本デザインのことをいう。

（使用許可）

第３条　以下のものは、協議会が認定を受けた日本遺産のストーリーの普及啓発、広報及び理解促進を目的とした場合に限り、本ロゴマークを無償で使用することができる。

(１)　協議会の構成団体

　(２)　国又は高知県等の公的団体

　(３)　学校等教育機関

(４)　構成文化財の所有者又は管理者並びに認定ストーリーの域内の団体、企業、個人

(５)　新聞、テレビ、雑誌等報道関係機関

(６)　その他、協議会が認めるもの

（使用の申請）

第４条　本ロゴマークを使用しようとするもの（以下「申請者」という。）は、中芸のゆずと森林鉄道日本遺産協議会ロゴマーク使用申請書（様式第１号）に必要事項を記入のうえ、協議会に提出しなければならない。

（使用の許可等）

第５条　協議会は、前条に規定する申請があったときは、その内容を審査し、使用の許可または不許可を決定して中芸のゆずと森林鉄道日本遺産協議会ロゴマーク使用許可（不許可）書（様式第２号）により、申請者に通知するものとする。

　（使用方法）

第６条　本ロゴマークは、協議会が定める「ロゴマーク使用ガイドライン」に従い、使用することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は使用を禁じる。

　(１)　特定の個人、政治、思想若、宗教、募金等の活動と結び付けて使用する場合

(２)　法令及び公序良俗に反するような方法で使用する場合

(３)　不当な利益をあげることを目的とするような使用となる場合

(４)　特定の個人または団体の売名に利用されるような使用となる場合

(５)　商品・サービス等提供する商品やサービスの品質を担保・証明するものとして使用する場合

(６)　本ロゴマーク及び日本遺産に関する事業等のイメージを損なうおそれがあると認められる場合

(７)　本ロゴマークを改変して使用した場合

(８)　その他協議会が不適切と判断する場合

（使用上の遵守事項）

第７条　本ロゴマークの使用許可を受けたもの（以下「使用者」という。）は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(１)　使用許可を受けた目的及び用途にのみ使用すること

(２)　本ロゴマークのイメージを損なう使用をしないこと。

(３)　使用者は、この要綱に基づく使用の許可により生じた権利及び義務を第三者に譲渡し、又は転貸しないこと。

(４)　商標登録及び意匠登録等の出願並びに著作物に関する自己の権利の新たな設定及び登録を行わないこと。

(５)　本ロゴマークを使用した物品等について、その成果品等を協議会に提出すること。

（責任の制限）

第８条　協議会は、使用者が本ロゴマークの使用によって第三者に対して損害又は損失を与えた場合について、損害賠償、損失補償その他法律上の責任を一切負わない。

（委　任）

第９条　この要綱に定めるもののほか必要な事項は、協議会の会長が別に定める。

付　則

この要綱は、平成３０年３月１日から施行する。

様式第１号

中芸のゆずと森林鉄道日本遺産協議会ロゴマーク使用申請書

年　　月　　日

中芸のゆずと森林鉄道日本遺産協議会

　会長　　　　　　　　　　　　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　申請者　住　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　団体名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　担当者　氏　名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　電　話

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　E-mail

　中芸のゆずと森林鉄道日本遺産協議会ロゴマークの使用について下記のとおり申請します。

記

１．使用目的

様式第２号

中芸のゆずと森林鉄道日本遺産協議会ロゴマーク使用許可（不許可）書

年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　様

中芸のゆずと森林鉄道日本遺産協議会

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　会長

　　　年　　月　　日付で申請のあった中芸のゆずと森林鉄道日本遺産協議会ロゴマークの使用について下記のとおり許可（不許可）します。

記

1. 許可内容
2. 使用許可の条件等
3. ロゴマークの使用に際しては、「中芸のゆずと森林鉄道日本遺産協議会ロゴマーク使用に関する要綱」及び「ロゴマーク使用ガイドライン」に基づき使用すること。
4. 成果品については、１部提出願います。